

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年7月4日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第 2400001 号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第 2400008 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 62 年 4 月 5 日から同年 10 月 21 日まで

私は、昭和 62 年 4 月に、前社から空白期間なく A 社に転職したが、同社で厚生年金保険に加入したのは、同年 10 月 21 日とされている。昭和 62 年 7 月又は 8 月に A 社に入社した同僚は、前社から A 社に転職した際に厚生年金保険の空白期間はなく、継続しているとのことなので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する「B 社人事異動通知書」(以下「人事異動通知書」という。)により、請求者は、昭和 62 年 4 月 20 日付けで、新入社員教育研修生として、B 社の C 研修センターに入所したことが確認できる。

また、A 社に係る閉鎖事項全部証明書及びオンライン記録によると、同社は、平成 13 年 2 月 21 日に D 社に合併し解散しており、同日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、A 社が解散したときの事業主は、上記の人事異動通知書の発令日から考えると、請求者は、昭和 62 年 4 月 20 日よりも前に A 社に入社していたと思われる旨陳述している。

しかしながら、請求者と同職種で、自身の A 社への入社時期を昭和 62 年 7 月と記憶し、オンライン記録により、同社において、請求者と同じく同年 10 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、同年 9 月分以降の給与明細書を保管しているところ、同年 9 月分の給与からは厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、オンライン記録により、請求者と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚は、上記の同僚を含め 20 名確認することができ、そのうち 19 名に文書照会を行ったところ、11 名から回答があり、そのうち 8 名は、昭和 62 年 10 月 21 日よりも前に A 社に入社したと回答又は陳述していることから、同社では請求期間当時、必ずしも全ての社員を入社と同時に厚

生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、上記の同僚 20 名のうち 15 名は、A 社で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に、他社において厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員であった期間を確認することができるものの、他社における厚生年金保険等の記録と A 社における厚生年金保険の記録が継続している者はいないことが確認できる。

加えて、合併先の D 社は、請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管しておらず、ほかに請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。